

場 所

阿蘇町／阿蘇いこいの村会議室

第11回協議会
5月13日（火）

協議事項

○協議第三十号 新市の名称について



原案どおり承認されました。

なお、一の宮町から、阿蘇市以下の表記について、阿蘇市一の宮町○○といった調整ができないかとの要望がなされ、今後の字名等の調整の中で検討していきます。

○協議第三十一号 慣行の取扱いについて

原案どおり承認されました。

なお、市章の取扱いについては次回の協議会において提案することとしました。

○協議第三十二号 社会教育関係の取扱いについて

新市における生涯学習の拠点施設（中央公民館）や文化ホール等文教施設の整備、建設については、合併後に検討するということが提案していましたが、地域住民の要望が強い施設でもあり、合併までに検討して欲しいとの意見が出され、合併までに検討するということが一部修正を加え、案のとおり承認されました。

提案事項

① 一部事務組合の取扱いについて

現在4町村は、阿蘇広域行政事務組合や熊本県町村職員退職手当

組合等に加入していますが、合併後も同組合に加入していくことで提案しています。なお、町村職員退職手当組合等については、現在、市も含める方向で検討中です。

② 使用料・手数料の取扱いについて

使用料については、各施設等の状況が異なるため、差異があるのが一般的です。可能な限り統一に努めるということで提案しています。

手数料については、現在4町村ともほとんど同じ取扱いをしており、負担公平の原則から合併時に統一することとしています。

③ 建設関係事業の取扱いについて

町村道の改良整備計画については、新市において調整することとし、継続事業については、新市においても引き続き実施することとしています。特に4町村をアクセスする道路については、最重要路線と位置づけ、優先的に整備を図ります。

町村河川についても、町村道と同様の取扱いをする予定です。

公営住宅は、現在4町村で九百十戸ありますが、今後の建設計画